

## 川崎市インターンシップ等実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市（以下「市」という。）が行う、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組（以下「インターンシップ等」という。）に関して基本的な事項について定める。

### (インターンシップ等の目的)

第2条 川崎市インターンシップ等は、就業体験を通して学生の職業意識の向上を図るとともに、市政に対する理解を深めることを目的として実施する。

### (実習生の受入れ手続き等)

第3条 学生に対する教育の一環としてインターンシップ等を実施する教育機関（以下「教育機関」という。）は、当該教育機関に在籍する学生が、市における実習を希望するときは、川崎市総務企画局長（以下「総務企画局長」という。）に対して、別に定める方法により実習の申込みを行うものとする。

2 総務企画局長は、教育機関から実習の申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して学生の受入れの可否を決定し、教育機関に通知する。

(1) 学生が希望する実習の内容が、市が作成した実習計画概要と合致していること

(2) 教育機関において、市での実習にあたり、事前の準備や学習、実習終了後の評価を行うなど、実習を効果的に実施するための措置を講じていること

(3) 市が行う業務に支障がないこと

3 前項の規定に基づく決定を行う際は、総務企画局長は、実習の受入れ先となる各局（本部・室・区）長に協議するものとする。

4 学生の受入れを決定した場合は、市は教育機関と別記様式1により協定を締結する。

（報酬等）

第4条 市は、実習の受入れが決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他の一切の金品を支給しない。

（実習生の身分）

第5条 実習生は、教育機関の学生としての身分を有する。

（実習に専念する義務）

第6条 実習生は、川崎市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第7条 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第8条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、実習上知り得た秘密に基づく報告又は論文を書いてはならない。

3 実習生は、実習成果として論文等を外部に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。

（実習中における事故責任等）

第9条 教育機関及び実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保

険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、連帯して市に対してその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者（川崎市職員を含む。以下同じ。）に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、教育機関及び実習生は、連帯して当該賠償により市が被った損害の賠償の補填をしなければならない。

（誓約）

第10条 実習生は、前4条の規定を遵守するため、市に対して別記様式2により誓約書を実習前に提出しなければならない。また、教育機関は実習生に対しこの誓約の遵守について指導しなければならない。

（実習の中止）

第11条 市は、実習生が前5条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、市は教育機関にその旨通知するものとする。

（実習の証明）

第12条 市は、教育機関が、実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

（その他別に定める事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、川崎市インターンシップ等に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。